

財務省第7入札等監視委員会 平成24年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成25年6月26日（水） 金沢国税局 1階大会議室	
委員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士） 委員 舟橋 秀明（金沢大学大学院法務研究科 准教授）	
審議対象期間	平成25年1月1日 ～ 平成25年3月31日	
契約の現状の説明	平成25年1月～3月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により中村委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	3件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 平成24年度第7回維持整備工事 契約相手方 : 株式会社豊蔵組 契約金額 : 170,100,000円 契約締結日 : 平成25年3月22日 担当部局 : 北陸財務局
随意契約(公共工事)	-件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 平成24年度微量PCB廃棄物処分等業務委託 契約相手方 : 株式会社富山環境整備 契約金額 : 1,646,662円 契約締結日 : 平成25年2月4日 担当部局 : 北陸財務局
随意契約(物品役務等)	-件	契約件名 : 不動産鑑定評価業務 契約相手方 : 一般財団法人日本不動産研究所 契約金額 : 2,383,500円 契約締結日 : 平成25年2月12日 担当部局 : 金沢国税局
応札(応募)業者数1者関連	1件	競争入札(物品役務等)の「平成24年度微量PCB廃棄物処分等業務委託」事案及び「不動産鑑定評価業務」事案に同じ
委員による意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【契約一覧表】 なし</p>	
<p>【案件 1】 「平成24年度第7回維持整備工事」</p> <p>契約相手方 : 株式会社豊蔵組 契約金額 : 170,100,000円 契約締結日 : 平成25年3月22日 担当部局 : 北陸財務局</p> <p>総合評価落札方式において、加算点付与となる「地域貢献・社会貢献」の評価内容として「災害協定締結の有無」とあるが、災害協定とはどのような関係になるのか。</p> <p>過去の入札において「不調」や「不落」であったほか、辞退者が出たという点についてどのように考えているのか。</p> <p>辞退者の理由が、他工事との関連による人手不足とはどういうことか。</p> <p>評価方法は、様々な法令やガイドラインに基づく共通仕様であると理解したが、今後、北陸独自の評価項目を加えることはできないか。 今後、地域の雇用や男女共同参画についても、ぜひ評価項目として加えていただきたい。</p> <p>低価格入札となった場合でも応札額によっては現場代理人等技術者を2人配置しなくとも1人で履行可能な場合もあると思うが、どのように考えるか。</p>	<p>評価項目については、公共工事の適正な執行のための法律やガイドラインに基づくものであり、当局独自に設定しているものではない。災害協定を締結することにより、地域に貢献しているとして加算しようというものである。</p> <p>同年度内、同地区内における発注工事については、効率的に一括発注を行うことを基本的なスタンスとしている。本事案は、同じ宿舎の建物の中でいくつかの工事をまとめて一括発注したものであるが、中でもライニング工事(管工事)は特殊な技術を要するため、一般の建築業者では下請けが必要となることなどから、応札者が0~2者と、ごく僅かであったため、分割発注することとした事案である。 また、公共工事の発注が増えてきている中、本事案は宿舎に居住者が平常通り生活している状況にあり手間のかかる工事であるため、業者からは敬遠されたようである。</p> <p>総合評価方式における公共工事の品質を確保するためのガイドラインに基づき、低価格入札の場合には現場代理人等技術者を追加することを条件とした。 本事案は低価格入札となったことから、現場代理人(または技術者)を1名追加しなければならないが、他の請負工事との関係で追加配置することが困難となり辞退したと聞いている。</p> <p>当局においても、改善すべき点について検討しているところであり、今後は委員の御意見も参考に対応していきたい。</p> <p>今年度より現場代理人の常駐義務を緩和することができるようになっている。</p>
<p>【案件 2】 「平成24年度微量PCB廃棄物処分等業務委託」</p> <p>契約相手方 : 株式会社富山環境整備 契約金額 : 1,646,662円 契約締結日 : 平成25年2月4日 担当部局 : 北陸財務局</p> <p>廃棄処分できる業者が少ないならば、参加資格者を東海・北陸地区の業者に限らず、地区を広げるといふ選択肢はなかったのか。</p> <p>相続税の物納引受時における廃棄物等対策のマニュアルはあるのか。</p>	<p>本事案について競争参加が見込まれる主な業者(グループ参加を含む)は、全国で2者あり、いずれも東海・北陸地区の参加資格を有する業者であったことなどから、地区を広げることによる参加可能な業者の増加は見込まれないところであった。</p> <p>物納引受時には、マニュアルに基づき廃棄物の有無についても確認を行っている。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 3】 「不動産鑑定評価業務」</p> <p>契約相手方 : 一般財団法人日本不動産研究所 契約金額 : 2,383,500円 契約締結日 : 平成25年2月12日 担当部局 : 金沢国税局</p> <p>鑑定評価の対象となる物件が3市町にわたっているため、結果として、全国的に対応できる業者が応札したようであるが、たとえば、富山のみの物件を対象としていれば、このような結果にはならなかったのではないか。</p> <p>訴訟に発展したか。</p>	<p>不動産鑑定評価の報酬は、物件ごとに報酬基準を当てはめて計算を行うため、物件ごとに調達するメリットはなく、むしろ一括して契約することでスケールメリットが期待できる。なお、当該物件に係る事案については、たとえば訴訟に発展した場合などにおいて、当局と契約業者とが緊密に連絡を取り合うなどの必要性が生じることがあり、事務効率の面を重視して仕様書を作成したため、その結果として、一者のみが応札したものである。</p> <p>なお、今回の案件が一者応札となったことを受け、今後の調達においては、可能な範囲で業者への声かけや、他局管内に事業所を置く業者の参加の可否も含め、より多くの業者が応札しやすい仕様書となるよう検討を重ね、引き続き、一者応札解消に向けて取り組んでいく。</p> <p>個別案件に関わる内容となるため、具体的には申し上げられないことをご理解願いたい。</p>